

# みどり認定を受けた農業者は 農業改良資金が活用できます！

**みどり認定**とは、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、**環境負荷低減に取り組む農業者の活動計画**を、都道府県が認定するものです。

みどり認定を受けた取組に**農業改良措置を含む場合に活用できる融資制度**があります。

## 対象者

都道府県知事から「みどり認定」と「農業改良資金の貸付資格の認定」を受けた農業者

## ポイント

2つの認定を同時に受けることが可能です。

まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」と各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

## 使途・支援内容

### ■ 農業改良措置を実施するために必要な資金

(農業生産用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良など)

■ 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円

■ 借入金利：無利子 ■ 償還期間：12年以内

## 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

## ポイント

### 農業改良措置とは…

「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組(露地栽培からハウス栽培への転換やスマート農業技術の導入など)として都道府県が判断したものです。

### 【留意点】

- ・公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。
- ・国の予算の範囲内で実施されるため取扱額に限りがあります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。
- ・ほかにも資金をご利用いただくための要件等があります。

## さらに！ みどり投資促進税制 も活用できます！！

認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入し、税務申告を行った場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。

(機械など:取得価額×32%、機械と一体となった建物など:取得価額×16%)

### 税制特例の対象機械



堆肥散布機



水田用除草機

税制対象一覧  
はこちら

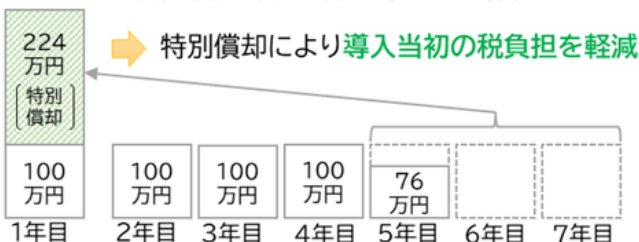


### 【留意点】

- ・税制対象一覧に掲載のない機械は税制の適用が受けられません。
- ・計画認定前に取得した機械等は税制の適用が受けられません。

### 特別償却のイメージ(定額法の場合)

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



農林水産省、公庫は、みどり認定者の取組を応援します！

お問い合わせ先:

(資金の利用について)最寄りの公庫の支店

(制度の内容、税制について)農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ  
(TEL:03-6744-7186)